

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第35号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 局長 新潟県部制条例（昭和31年新潟県条例第58号）<u>第11号</u>に定める交通政策局長の長をいう。</p> <p>(3) 港湾振興課長 新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号。以下「組織規則」という。）<u>第6条の11</u>に定める交通政策局港湾振興課の長をいう。</p> <p>(3)の2 港湾振興課課長補佐 組織規則<u>第6条の11</u>に定める交通政策局港湾振興課の課長補佐をいう。</p> <p>(4) 万代島・東港管理係長 組織規則<u>第6条の11</u>に定める交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係の長をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(執行伺)</p> <p>第9条 収入原因行為又は支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ執行伺を作成し、収入原因行為担当者又は支出負担行為担当者の決裁を受けなければならない。ただし、報酬、給料、退職手当以外の職員手当、退職年金、補償年金、共済組合負担金及び旅費で法令、条例又は規則の規定により支給基準又は負担基準が定められているものについては、第73条の規定に基づく立替払の費用償還の場合を除き、執行伺の作成を要しない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 局長 新潟県部制条例（昭和31年新潟県条例第58号）<u>第10号</u>に定める交通政策局長の長をいう。</p> <p>(3) 港湾振興課長 新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号。以下「組織規則」という。）<u>第6条の10</u>に定める交通政策局港湾振興課の長をいう。</p> <p>(3)の2 港湾振興課課長補佐 組織規則<u>第6条の10</u>に定める交通政策局港湾振興課の課長補佐をいう。</p> <p>(4) 万代島・東港管理係長 組織規則<u>第6条の10</u>に定める交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係の長をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(執行伺)</p> <p>第9条 収入原因行為又は支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ執行伺を作成し、収入原因行為担当者又は支出負担行為担当者の決裁を受けなければならない。ただし、報酬、給料、退職手当以外の職員手当、退職年金、補償年金、共済組合負担金、<u>旅費及び臨時的任用職員に係る賃金</u>で法令、条例又は規則の規定により支給基準又は負担基準が定められているものについては、第73条の規定に基づく立替払の費用償還の場合を除き、執行伺の作成を要しない。</p> <p>2・3 (略)</p>

(資金前渡の限度額)

第67条の2 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

(1) 職員に支給する報酬（非常勤の特別職の職員に支給する報酬で臨時の経費に係るものを除く。）、給料及び職員手当等 当該経費の確定した額

(2)～(5) (略)

2 (略)

(立替払の費用償還)

第73条 支出負担行為担当者は、次に掲げる場合において県が支出をしなければならない経費を立て替えて支払をした者に対して支出をしようとするときは、当該債権者に立替払費用償還請求書を提出させなければならない。

(1) 出張先において緊急かつ予期しなかつた理由により要した通信運搬費、借料及び損料並びに物品購入費

(2) (略)

2 (略)

別表第1 (第6条関係)

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決・委任区分

費目		専決・委任区分		副知事	局長	港湾振興課長	港湾振興課課長補佐	事務所長	分所長
		()	()						
(収益的支出)	営業費用	(略)	(略)			(略)	(略)		
	一般管理費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

(資金前渡の限度額)

第67条の2 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

(1) 職員に支給する報酬（非常勤の特別職の職員に支給する報酬で臨時の経費に係るものを除く。）、給料、職員手当等及び臨時的任用職員に支給する賃金 当該経費の確定した額

(2)～(5) (略)

2 (略)

(立替払の費用償還)

第73条 支出負担行為担当者は、次に掲げる場合において県が支出をしなければならない経費を立て替えて支払をした者に対して支出をしようとするときは、当該債権者に立替払費用償還請求書を提出させなければならない。

(1) 出張先において緊急かつ予期しなかつた理由により要した通信運搬費、借料及び損料、賃金並びに物品購入費

(2) (略)

2 (略)

別表第1 (第6条関係)

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決・委任区分

費目		専決・委任区分		副知事	局長	港湾振興課長	港湾振興課課長補佐	事務所長	分所長
		()	()						
(収益的支出)	営業費用	(略)	(略)			(略)	(略)		
	一般管理費	(略)	(略)	(略)	(略)	○	○	○	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

